

はしもと 市議会だより



第28号

議員は公職選挙法により、**年賀状**等時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや**御祝儀**等の**寄付行為**などは、禁止されています。ご理解をお願いします。

平成24年5月1日 発行

<http://www.chw.jp/>



▲菜の花で彩られた花まつり会場とオープニングを飾った境原小学校
5・6年生の皆さん(3月24日市民病院前)

主な内容

議案審議結果	2～ 4 ページ
一般質問	5～14 ページ
議会改革の取り組み	15 ページ
活動日誌	16 ページ

傍聴のご案内

議場は市役所3階です。議場傍聴席入口へは、市役所本庁舎の北側階段で3階へお越しく下さい。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

3月定例会

会期・日程

2月27日に招集され、平成24年度各会計予算、平成23年度各会計補正予算や条例の制定など、市長提出議案61件と、委員会提出議案2件、請願2件を審議し、3月22日に閉会しました。

2月27日	本会議（開会・議案の提案説明）
3月 5日	本会議（一般質問）
6日	本会議（一般質問）
7日	本会議（一般質問）
8日	本会議（議案審議）
9日	平成24年度予算審査特別委員会
12日	平成24年度予算審査特別委員会

13日	総務委員会
14日	経済建設委員会
15日	文教厚生委員会
22日	本会議（委員長報告 閉会）

3月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

予 算

平成24年度一般会計と11特別会計、2企業会計の合計が566億6,015万8千円です。

☆**一般会計** 総額305億3,548万円です。

主な歳出項目

議会費……………2億9,895万8千円
 総務費……………41億0,838万4千円
 民生費……………88億2,702万1千円
 衛生費……………46億1,531万7千円
 農林水産業費……………6億8,457万9千円
 商工費……………15億4,469万7千円
 土木費……………27億7,175万6千円
 消防費……………9億6,575万8千円
 教育費……………35億0,265万7千円
 公債費……………31億9,063万2千円

主な歳入項目

市税……………67億0,544万5千円
 地方交付税……………74億5,000万0千円
 分担金及び負担金…3億4,827万1千円
 国庫支出金……………27億8,426万4千円
 県支出金……………15億0,499万3千円
 繰入金……………25億4,072万7千円
 市債……………59億5,120万0千円

☆**特別会計**

国民健康保険……71億7,927万3千円
 簡易水道事業……………2,384万9千円
 住宅新築資金等貸付事業…4,732万1千円
 公共下水道事業…20億4,915万8千円
 駐車場事業……………266万1千円
 墓園事業……………1,149万4千円
 農業集落排水事業…1億0,113万8千円
 土地区画整理事業…5億3,485万1千円
 介護保険……………53億8,025万7千円
 指定訪問看護事業……………5,654万3千円
 後期高齢者医療…13億1,917万0千円

☆**企業会計**

水道事業……………27億5,664万7千円
 病院事業……………66億6,231万6千円

議案の審議結果

3月定例会での各議案の審議結果は下記のとおりです。

平成24年度各会計予算 14件

- ・一般会計……………原案可決
- ・国民健康保険特別会計……………原案可決
- ・簡易水道事業特別会計……………原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計……………原案可決
- ・公共下水道事業特別会計……………原案可決
- ・駐車場事業特別会計……………原案可決
- ・墓園事業特別会計……………原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計……………原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計……………原案可決
- ・介護保険特別会計……………原案可決
- ・指定訪問看護事業特別会計……………原案可決
- ・後期高齢者医療特別会計……………原案可決
- ・水道事業会計……………原案可決
- ・病院事業会計……………原案可決

平成23年度各会計補正予算 14件

- ・一般会計（第6号）……………原案可決
- ・国民健康保険特別会計（第3号）……………原案可決
- ・簡易水道事業特別会計（第2号）……………原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計（第1号）……………原案可決
- ・公共下水道事業特別会計（第4号）……………原案可決
- ・駐車場事業特別会計（第1号）……………原案可決
- ・墓園事業特別会計（第2号）……………原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計（第3号）……………原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計（第2号）……………原案可決
- ・介護保険特別会計（第3号）……………原案可決
- ・指定訪問看護事業特別会計（第1号）……………原案可決
- ・後期高齢者医療特別会計（第3号）……………原案可決
- ・水道事業会計（第5号）……………原案可決
- ・病院事業会計（第1号）……………原案可決

条例の制定・一部改正・廃止 22件

- ・産業振興基本条例の制定……………原案可決
- ・空き地の適切な管理に関する条例の制定……………原案可決
- ・市民病院事業支援基金条例の制定……………原案可決
- ・国民宿舎振興基金条例の廃止……………原案可決
- ・特別会計条例の一部改正……………原案可決

次ページへ続く

条例

☆空き地の適切な管理に関する条例の制定

市内の空き地で雑草等の十分な管理ができていないなどの苦情があります。市は土地所有者に対し文書や電話などで適正な管理を指導していますが、改善が見られない場合、より踏み込んだ対応がとれるよう条例を新規制定するものです。

☆産業振興基本条例の制定

長引く経済不況、円高、少子高齢化、東日本大震災などの影響で全国的に産業全体が厳しい状況にあることを踏まえ、本市の産業の振興に向けて、基本となる考え方、施策の方針など基本理念を定め、事業者・経済団体・市民・市、それぞれの役割を明らかにすることで、産業基盤の安定、強化及び健全な発展を促進し、地域社会の発展と市民生活の向上を図るため、条例を新規制定するものです。

☆介護保険条例の一部改正

介護保険制度は3年に一度、事業計画を見直し、介護保険料率を定めており、今回は、平成24年度から26年度までの保険料率を定めるものです。国の制度改正に加え、毎年、要支援・要介護認定者や給付額の大幅増が予想されるため、第1号被保険者の保険料基準額を引き上げるものです。また、保険料の急激な上昇の緩和と低所得者の負担軽減のため、保険料の段階区分を7段階から9段階に改めるものです。

☆国民健康保険条例の一部改正

高齢化に伴い、医療費、介護費などが増加する中、国民健康保険特別会計の平成21年度、22年度の決算状況及び23年度予算の執行状況から、保険財政の健全な運営を図りながら被保険者の負担を少しでも軽減できないかとの観点に立って検討を行った結果、国民健康保険税率の一部を見直し、その引き上げ効果が全被保険者に及ぶよう改正するものです。

前ページから

- ・職員の退職手当に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・特別職の職員の退職手当に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・長期総合計画審議会条例の一部改正…………… 原案可決
- ・国民健康保険税条例の一部改正…………… 原案可決
- ・市立公民館設置及び管理条例の一部改正…………… 原案可決
- ・市立図書館設置及び管理条例の一部改正…………… 原案可決
- ・市立たんぽぽ園設置及び管理条例の一部改正…………… 原案可決
- ・介護保険条例の一部改正…………… 原案可決
- ・廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・消防団員等公務災害補償条例の一部改正…………… 原案可決
- ・火災予防条例の一部改正…………… 原案可決
- ・企業立地促進条例の一部改正…………… 原案可決
- ・指定訪問看護事業及び指定居宅介護支援事業の設置等に関する条例の一部改正…………… 原案可決
- ・市営住宅設置及び管理条例の一部改正…………… 原案可決

その他 11件

- ・字の名称及び区域の変更…………… 原案可決
- ・工事請負変更契約の締結（2件）
（橋本隅田土地区画整理事業Sゾーン造成工事）、
（保健福祉センター新築工事）…………… 原案可決
- ・土地開発公社の解散…………… 原案可決
- ・第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請…………… 原案可決
- ・訴訟の提起（2件）…………… 原案可決
- ・固定資産評価審査委員会委員の選任（2件）
（鈴木正博氏）、（萱野忠重氏）…………… 同意
- ・公平委員会委員の選任（井上佳三氏）…………… 同意
- ・教育委員会委員の任命（森田知世子氏）…………… 同意

委員会提出議案 2件

- ・こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書…………… 原案可決
- ・障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める意見書…………… 原案可決

請願 2件

- ・消費税大増税反対に関する意見書提出を求める請願…………… 継続審査
- ・子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める請願…………… 不採択

☆橋本市土地開発公社の解散
 平成24年度に橋本市土地開発公社を解散するものです。

☆平成24年度予算審査特別委員会を設置し審査

平成24年度一般会計予算、国民健康保険など11特別会計予算、水道事業など2企業会計予算を審査し、いずれも原案のとおり可決されました。

委員会の構成は次のとおりです。

- 委員長 辻本 勉
 副委員長 岡 弘悟
 委員 阪本久代、楠本知子
 中西峰雄、土井裕美子
 田中博晃、松本健一



予算審査特別委員会の審査

各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件 名	議決結果	
		委 員 会	本 会 議
平成24年度 予算審査 特別委員会	議案第15号 平成24年度橋本市一般会計予算について から 議案第28号 平成24年度橋本市病院事業会計予算について までの各会計予算14件	原案可決	原案可決
総務委員会	議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について	原案可決	原案可決
	議案第31号 橋本市民病院事業支援基金条例について	原案可決	原案可決
	議案第44号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	請願第4号 消費税増税反対に関する意見書提出を求める請願について	継続審査	継続審査
経済建設委員会	議案第29号 橋本市産業振興基本条例について	原案可決	原案可決
	議案第45号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
文教厚生委員会	議案第39号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	議案第43号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	原案可決
	請願第5号 子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める請願について	不採択	不採択

17人の議員が市政について質問

3月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。質問順は各会派の輪番制で、3月定例会は①刷新クラブ②はしもと未来③新風クラブ④ニューリベラルズ⑤会派に所属しない議員⑥政友会⑦日本共産党橋本市議員団⑧公明党議員団の順番で3月5日、6日、7日に行われました。主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

371号バイパス建設に地域の思いを届けるために

岡 弘 悟 議員



質問 国道371号バイパスの建設が急ピッチで進む中、市内多くの地域で説明会などが開かれています。371号バイパスは、周知のとおり本市と大阪南部が繋がる府県間道路であり、本市においてはライフラインの役目も担う重要なアクセスラインです。多くの方にその重要性を理解していただき、多くの地域にご協力いただいています。

しかしながら、地元説明会において「事業主体である県の説明がわかりにくい」「要望に対する答えが曖昧で判断できない」など様々な不安を耳にします。本市においても例外ではなく、371号バイパスに付随する工事の中には、事業主体が「市」であるものも少なくありません。

その結果、説明会などで「県と市で協議中である」といった答弁が多く見られますが、地域としては371号バイパスに付随する工事も含めて一つの事業であることに変わりありません。地域で生活する方にとって、事業主体がどちらであっても、この事業により生活環境が大きく変わることが予想されるので、尚更ではないですか。

そこで、「県」「市」「地域」の考え、

思いを同じテーブルに乗せ議論できるように、「県」「市」二つの窓口を一つにする体制が必要ではないかと考えます。

①現状のように県の事業計画に市の事業計画を合わせていくのではなく、双方の考え、地域の考えを含めた協議はできないのですか。現状の地域説明会では「物理的に不可能」といった事例が多く見られますが、最初の協議に「市」「地域」の思いや考えが反映されていないからではないのですか。

②地域の説明会には、必ず「県」「市」双方が出席すべきと思います。県の事業部分、市の事業部分が分かれていることは理解しますが、地域の思いの中には本市に関係している事柄も少なからず存在するのも事実です。地域の方々とって担当者に直接聞きたいことがたくさんあり、事業主体を分けて考えるのは難しいと思いますが、いかがですか。



建設中の371号バイパス（三石台）

③「県」「市」「地域」の考え、思いを取りまとめるために、県と市で窓口を一つにし協議することが重要と考えます。県と連携して新しい部署などを立ち上げる必要があると思いますが、いかがですか。

答弁 ①現在、橋本バイパスは平成25年度完成を目標に、小原田・菖蒲谷・御幸辻・橋谷・三石台・柱本の全区間で急ピッチに事業が進められています。

事業期間が長期に渡っていることから、その間に、当初の計画と変更された部分もあるなど、地域の皆さんの思いや考えと事業者である県との意思疎通が十分でない部分があるなど、今後事業を進める上で、本市も含め、検討すべき点はあると思われまます。

②従来から本市が事業主体である計画などについては、県と連携し平行して協議を進めており、また、本市の案件を含む地域の説明会には、必要に応じて県とともに本市も出席しています。今後は、一層密に連携、協議をしたいと考えています。

③県と市で窓口を一つにし、新しい部署を立ち上げることは、現時点では困難であると考えます。

地域の思いを届けられるよう、事業主体である県との連携、協議を一層密にし、橋本バイパス建設促進に向け努力します。

他の質問 下水道認可区域内での浄化槽設置整備事業補助金の取り扱いは

災害時の対応

中本 正人 議員



質問 住民が安心・安全に暮らすための取り組みとして、防災対策は言うまでもなく、災害が発生しやすい自然条件を持つわが国において、住民の生命、身体、財産を災害から守る行政上最も必要な施策の一つであると思います。

南海・東南海地震は「30年以内に70%の確率で発生する」と言われています。中央構造線断層帯の通る本市の地震規模は震度6弱と推定されています。

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災、昨年3月11日の東日本大震災の経験から、地域における防災活動の重要性、自主防災活動の必要性について極めて貴重な教訓を得たということです。

- ①地域防災計画の見直し
- ②災害時における職員の活動体制
- ③自主防災組織の活動状況

答弁 ①橋本市地域防災計画は、平成19年3月31日に策定し、約5年が経過しています。平成23年1月には、南海・東南海地震の30年以内の発生確率が70%に見直され、本市では震度6弱が予想されます。同年2月、国の地震調査研究推進本部の発表で、中央構造線断層帯は、金剛山地東縁区間と和泉

山脈南縁区間の二つの活動区間に分けられ、地震規模や発生確率などが見直されました。

また、本市においても計画策定以降で組織変更などがあったため、現在見直し作業を進めており、今後、国や和歌山県の見直しを反映した地域防災計画の修正を進めたいと考えています。

②平成22年9月に「橋本市職員初動体制マニュアル」と「避難所運営マニュアル」を策定し、避難所従事職員を任命するとともに、全職員を対象に研修を実施しました。



市民参加による総合防災訓練（昨年10月）

また、平成23年度は「橋本市災害対策本部設置・運営マニュアル」を策定し、災害時に対応できるよう備えています。

③自主防災組織は、既に86組織が編成され、個々に防災訓練や研修などに取り組まれています。

また、平成22年2月に橋本市自主防災組織連絡協議会を設立し、組織の育成強化に努めていただいています。

縦割り「部長職を廃止」し、横断的な組織管理体制を

松本 健一 議員



質問 市長はじめ職員の方々は、職務はもろんのこと災害対応や地域ポラ

ンティアと、市民のために日夜奮闘されていることを高く評価します。しかし、縦割りの弊害、判断行動の遅さ、団塊世代の退職ラッシュ、特に年功序列による職員士気の低下を感じます。

団塊世代職員の退職が続いている近年、特に部長クラスに占める年功序列の組織運営が背景にある問題と考えます。刻々と変化する国の動向や市民ニーズをとらえ、まさに『実現できる行政』が求められているのではないのでしょうか。

そこで、縦割り組織から横断的な管

理体制の人事任用に変わるべきとの視座に立ち伺います。

①部長級職員の合併後から現在までの在職者数・各在任期間と、前職位退職と比べた退職金支給額の差

②意思決定実現プロセスの現状と改善に取り組まれた点

③市長任期に足りない短期任用と事実上なっている部長職を廃止し、課長職を中心とした縦組織と4年任期の副市長をはじめ市長指名や公募など特別職任用で横の管理体制を検討すべきではないのですか。

④横断的な知識向上と自由な視点で市民サービスを構築するための全庁的な政策プレゼンテーション会議の実施

⑤職員意識向上のために、団体、企業、他市町村への職員派遣制度導入

答弁 ①新市発足後現在までの部長級在職職員数は33名で、平均在職期間は2年6ヶ月です。退職支給金額については、部長級職員が課長のまま退職した場合と、部長で退職した場合を代表的な3人で比較すると、部長級5年職員は約180万円の増額、部長級3年職員は約160万円の増額、部長級1年職員は約120万円の増額です。

②企画・立案された事業案に対する最終的な意思決定は、本市の政策調整会議においてなされます。意思決定の迅速化が求められているため、政策調整会議の開催を平成23年度より毎月開催とし、計画的かつ迅速に進めていくための改善を図ったところでです。

③職員の高齢化により、今年度の職員の退職者数は36人の上っており、来年度の定年による退職者数は21人で、その後も相当数で推移する見込みです。部長職の任用については、市長が在職年数にこだわらず、必要な人材を登用するものであり、専門性の蓄積と安定性を保つ観点から、部長職は一般職と考えています。

④プレゼンテーション会議により、全職員が市の業務内容を把握することは困難と考えますが、部を越えた関係課による協議の場として、庁内検討委員会などを必要に応じて開催しています。また、事務事業評価シートについては全職員が閲覧可能であり、この評価シートの活用により、業務内容の共有化を図ります。

⑤現在8名を派遣しており、派遣先は、和歌山県企業立地課、(財)和歌山県下水道公社、和歌山県後期高齢者医療広域連合会、防災ヘリコプター運行連絡協議会、橋本周辺広域市町村圏組合です。企業、他市町村への派遣にまで至っていませんが、業務体制の許す範囲で考えていきます。

他の質問 地域のことは「地域自らが決める予算」制度の導入▽国の動向と市の新年度新規制度に伴う「職員住居手当」のあり方

ブータン国と友好を深め、良いところを学び、経済至上主義の日本を見直しましょう。ブータンとの姉妹都市関係を新たな観光資源にして観光立市を図りましょう



石橋 英和 議員

質問 日本は経済発展のみを指してきました。ブータンは日本よりはるかに貧しい国です。しかし、ブータン国民のほうが私たちより日々幸福と感じながら暮らしています。この謎を探れば日本人がもっと幸福に暮らせるヒントが見つかるはずで

回答 ブータン観光のブームが始まろうとしています。橋本市は高野山観光とブータン観光の入口のまちをうたい文句にした観光立市の推進について

行で来日され、日本各地を精力的にまわる姿が報道されました。ブータン王国の唱えるGNH(国民総幸福度)が話題となり、わが国のこれまでの経済至上主義に対して、ブータン国の調和の精神と質素で謙虚な姿勢に、もっと新しい価値観が必要ではないかと、多くの人が感じているところだと思います。

本市としても、GNH、いわゆる幸

せの指標を「日本一幸せな橋本市」とし、目指せればと考えます。

ブータン王国は気候、風土や仏教文化の背景を持ち合わせており、日本とよく似ているところ、織物産業や高野山の仏教文化を軸とした広域観光活動の交流も考えられます。本市は現在、中国泰安市との友好都市、米国ロナーパーク市との姉妹都市提携を結んでおり、新たな友好都市提携は市民の意向や事務手続きなどもあり、今後の検討課題と考えています。

他の質問 市内の公園出入り口の階段にバリアフリースロープの併設を、今ある階段には手摺の設置を



認知症高齢者に対する支援

中本浩精 議員



質問 認知症高齢者が全国で200万人を超える中、本市においても今後増

加が予想されます。認知症の方はもとより、家族、介護者の方が安心して地域で生活できるよう支援することが「安心・安全のまちづくり」を構築し

ていく上において重要な課題であると思います。

①現状の認知症高齢者への支援
②今後、どのような支援を考えていますか。

③徘徊行為のある認知症高齢者への支援を考えていますか。

回答 ①認知症を正しく理解していただくため、認知症サポーター養成講座やシニアリーダーカレッジ、認知症予防教室などを開催しています。今年度から市内の小中学生対象の取り組みも開始しました。介護保険サービスとして、認知症対応のデイサービスや小規模多機能居宅介護事業所が5カ所、グループホームが3カ所あり、認知症高齢者や介護家族を支えています。

相談窓口は地域包括支援センターが担当し、電話相談や介護家族を支える認知症介護者交流会も開催しています。

②現在行っている事業の充実・継続はもちろん、認知症になったらすぐ施設入所ではなく、住み慣れた地域や自宅での生活が可能な地域づくりを行いたいと考えています。

③徘徊行動は本人の命や家族の介護疲れを増大させる一因となります。認知症の方が行方不明になったとき、早期発見するための位置検索システムや登録制度などを検討するとともに、家族の方や警察、消防、区や自治会の協力を得て、支援のネットワークづくりについて検討します。

他の質問 西部地区公民館の改築

スポーツ基本法に基づく スポーツ推進計画などの 早期策定



田中博晃 議員

質問 第177

回通常国会において、スポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日に平成23年法律第78号として公布されました。また、平成23年7月27日にはスポーツ基本法の施行期日を定める政令が公布され、同法は平成23年8月24日から施行することとなりました。

スポーツ基本法は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法を全部改正し、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めています。

この法律を見て感じるのは、「責務」と「努力」というキーワードです。国と地方自治体が施策をつくり、それを実施するのが「責務」であり、スポーツ団体がスポーツの推進に主体的に取り組むことと、関わる団体や人々が「協働」し、そして対等の立場で協力する「努力」が求められています。

本市は、スポーツ振興法時代からスポーツに関する振興計画や推進計画などが策定されていません。近隣市町を



大勢のランナーが集う橋本マラソン

見渡しても本市だけです。また、スポーツ基本法が施行され約5カ月が経過しますが、計画策定の動きが見えませんが、民間では総合型地域スポーツクラブが設立されつつある中、今後、本市においても「生涯スポーツの総合推進」「生涯スポーツの機会提供」「子ども生涯スポーツの機会の提供」「子どもを体力向上の推進」「生涯スポーツの環境整備」「障がい者スポーツの振興」などを踏まえた早急な計画策定が必要と考えます。

①スポーツ基本法に基づく推進計画などの策定期間

②スポーツ基本法に基づく本市のスポーツ行政の方法

③基本法の理念など、関係団体への周知

答弁

①スポーツ基本法には「国が策定するスポーツ基本計画を参酌して地域の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとす」と規定されています。

地方スポーツ推進計画の策定について、県内でスポーツ推進計画を策定している市はありませんが、改正前のスポーツ振興法に基づくスポーツ振興計画は、和歌山市、海南市、紀の川市の3市が定めています。

市民生活において、地域の実情に即したスポーツ推進計画を策定することは必要と考え、平成26年度での策定を目途に準備に取り組みます。

②スポーツ推進計画を策定するための審議会などの立ち上げまでに基本的な方向を定め、推進計画に盛り込みたいと考えています。

③研修会などを開催し、スポーツ基本法の説明や市のスポーツをめぐる課題などを周知します。

市内各スポーツ団体及び各学校の部活動関係者をはじめとした市民の英知を集め、本市スポーツ推進のための計画策定に取り組みます。

小田井用水路の多目的利用

清水信弘 議員

質問 ①小田、

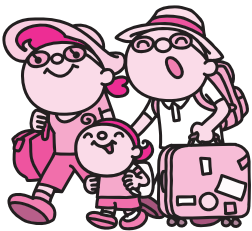


向島、名倉、大野の旧高野口町全域を東西にわたって二分する

小田井水路は、かつて開渠の用水路で、私が子どもの時は夏の通水期には流れるプールで、通水停止時は水深の浅い全域で紀の川の魚がとれる楽しい場所でありました。

老朽化の激しい本水路を国営施設整備事業により、用水・排水を分離した水路として全面改修するため、平成元年6月12日に小田井土地改良区は、用水路の上部利用者に対し契約規定に則り使用許可を取り消し、平成2年3月末日までに構築物その他の取り除きを要請しています。その後、旧高野口町、小田井土地改良区、農林水産省が協議し、上部利用が検討されてきました。徳川吉宗の命を受けた大畑才蔵が、いわゆる小田地区から岩出までの36kmを宝永4年・1707年に完成させた和歌山県を代表するこの水路は、用・排水路として兼用されてきたため、通水時には高野口市街地の排水が機能されず、わずかな夕立でも民家が浸水し、用水・排水を分離することが高野口町積年の行政課題でした。

そこにこの国営施設整備事業であり、旧高野口町は用水路、排水路、通





小田井せせらぎ公園

路という施設整備を兼ねた、行政としても重要な事業と位置づけ、用水路上部の利用者の立ち退きに対しては、当時の松本町長、助役はじめ町関係者が一丸となって取り組んだ経緯があります。そのことは合併後の橋本市に明確に引き継がれています。

然るに旧高野口町時代、関係者の努力の結果、浸水対策は施されたものの水路の一部は仮施工のまま通路としても突然行く手をふさがれ用をなしていません。合併後、このような状態のまま一向に事態の進捗を見ないのはどのような事由によるものですか。

②現場主義を標榜する市長はぜひ現場を訪れていただきたい。

③水路改修の早期完成と上部利用について、区長、多くの自治会長から一昨年6月、陳情書が出されていることは承知のほうです。この事態に対し、

今日までどう対処され、また、どう回答するつもりですか。

④この事業に感じ、潔く立ち退いた方々の意見を直接聞いたことはありますか。

⑤用水路全線がひらかれた場合の上部利用についてお示しください。

⑥国営事業が打ち切りになる時はいつですか。

答弁 現在の工事は、農林水産省が「国営大和紀伊平野農業水利事業」として

途中で、本年度から大野地区で工事に着手しています。事業の進捗が図れなかった理由は、水路敷地と民地の境界が確定していないこと、用水路上の占有物件の建物撤去交渉などが難航したことによります。現在、農林水産省、小田井改良区、橋本市が連携を取りながら、水路改修の早期完成に向けて協議を進めているところです。

小田井用水路の多目的利用について、現在2,250mが完成し、せせらぎ公園として450m、市道として1,800mを利用しています。今後、残工事の工事に併せて、地元意見を聞きながら、歩行者用道路などとして利用できるように調整を進めます。本事業は平成25年度完了の計画となっておりますが、現在の状況から若干延長され、平成28年度完了する見込みと農林水産省より聞いています。

他の質問 市民要望に対する工事などの優先順位の基準の決定方法

見過ごせない一部市職員の怠慢、その原因と責任を明らかにするとともに改善策を明示せよ

松浦健次 議員



質問 ①市営住宅の入居者が、雨漏りの修理を3年越しに頼み込んでいますが、

その度に担当職員が見に来てくれるが、その後何もしてくれない。この場合も自分が入居者の立場であれば納得できないはずですが、放置しています。これも得意の他人事扱いですか。職務怠慢そのものではないのですか。

②某地区の集会所の底地の固定資産税について、使用料は取らない代わりに無税と約束しているにもかかわらず、固定資産税を何十年も徴収を続けてきました。所有者が気がついてこれまで支払った税金の返還を求めても未だ返還していません。

③橋本市の職員労働組合事務所の使用料はどうなっていますか。

答弁 ①雨漏りについては、その都度対応し、応急的な処置などを講じていますが、原因が特定できないため十分な対策ができず、結果的に長期間、入居者に迷惑をかける事例があります。本格的な改修以外に修繕方法がない場合は、大規模な改修が必要となりますが、多額の予算を要することから、実施までに時間を要します。

指摘の件については、本格的な改修以外に修繕方法がないと判断し、平成24年度予算に工事請負費3,400万円を計上しています。

これらの経過や、その都度の対応結果の確認を入居者に十分説明してこなかったことが原因で、入居者に不安や不愉快な気持ちを与えたことを踏まえ、今後は経過や状況を細かく伝えることをより心がけ、意思疎通の改善に努めます。

②昨年11月に申し出があり、事実関係など不明な点や過去の経緯を含め、土地所有者及び区関係者と協議を行っています。現在、還付の期間について検討しているところですが、誠実に対応します。

③職員労働組合事務所は、以前、庁舎一階にありましたが、福祉相談室が必要となり、現在の教育文化会館一階へ移転となりました。事務所の設置工事費は市で負担しました。

現在、組合事務所の使用料、電気料金及び水道料金は徴収していませんが、今後、契約の締結に向け組合と協議します。

他の質問 城山台終末処理場跡地の活用▽恋野地区の土地利用計画▽一人暮らしの市民に一定の要件のもと緊急避難的な市営住宅の入居▽東北大地震被災地の瓦礫の処理、焼却の協力

パブリックコメント

土井 裕美子 議員



質問 平成19年11月に「橋本市パブリックコメント手続要綱」

を定め、「市民

生活に広く影響を及ぼす市の基本的な施策に関する計画等を立案する過程において、その計画案を公表し、市民などから提出された意見を考慮して意思決定を行う一連の手続き」と定義しています。市の重要施策の計画策定の段階から広く市民の声を聴き、それを生かしていくことは市民協働のまちづくりの観点からも非常に大切で、積極的に取り組むべきと考えます。

①平成19年からの各年度のパブリックコメントの実施状況と応募件数

②パブリックコメント実施後に、その意見が計画内容に生かされたものは何件ありますか。

③「橋本市の長期総合基本計画に基づいた農を主とした環境調和型産業地域の推進を図るため、市有地（恋野・只野）171haの土地利用については、似賀尾池周辺の約135haを森林公園・観光農園・集客施設等、国が推奨するグリーンツーリズム施策を利用した農山村活性化等に貢献する事業を推進する」と計画しています。

議会でも約600万円の計画策定委託料を承認し、これからコンサルタン

トに委託することになりますが、この計画についても今の段階からパブリックコメントを実施し、市民の意見を吸い上げ、計画に生かすべきと考えます。

答弁

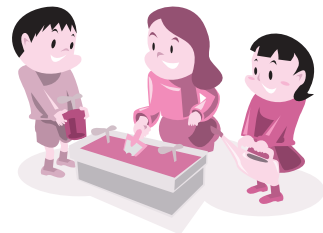
①平成19年11月以降の実績は、平成19年度は3件の計画案に114件、20年度は4件の計画案に84件、21年度は1件の計画案に13件の意見などをいただいています。22年度は実績がなく、23年度（平成24年3月1日時点）は6件実施しています。

②現在、提出された意見に対し、明確な整理区分を設けていないため、具体的に生かされた意見数は把握できていませんが、すべて意見は審議の上、結果を公表し、計画策定に取り組んでいます。今後の運用については、他自治体での取り組みも参考に検討したいと考えています。

③平成19年度策定の恋野市有地の土地利用については、橋本市長期総合計画において、環境調和型産業拠点、周辺環境と調和した企業の誘致に努める位置付けになっているところですが、これに基づき、平成21年度に外部委員を中心とした「土地利用調査研究委員会」を立ち上げ、農林業を中心とする企業の誘致計画を策定したところです。今回これを具体化するために実施するものであり、23年度予算として承認いただいた恋野地区土地利用基本計画作成において、中間報告をして、意見をいただくながら進めます。また、パブリックコメントは実施しませんが、議

会において理解を得られるよう説明します。

他の質問 オンデマンド交通の導入



合併後における旧市・旧町の行政格差について問う

妙 中嘉三 議員

質問 ①行政は

まず、それにやり先にしなければならぬ優先順位があると思

います。結構な計画で反対するものはありませんが（恋野地区土地利用計画）、市内の飲料水の供給状況について当局はすべてご存知ですか。それでも市内住宅地域に水道敷設計画も未だの中、住宅地もない中へ1億円余りをかけて敷設しなければならぬ理由を伺います。（例：無給水世帯、約30世帯）これらの人々は現在、谷水を利用しています。また、簡易水道（西畑・九重）、飲料水供給施設（彦谷・谷奥深・杉尾・嵯峨谷第1・嵯峨谷第2・竹尾

など、同じ市民でありながら、並みの水道水を供給していない地域がありますが、どうお考えですか。

②恋野地区の土地利用についても、稼動している斎場を高野口へ移動させて、未開発の土地を開発していくとのことですが（約4億円）。すでに稼動している広域ごみ処理場周辺にも多くの市有地が残り、市独自で約束した周辺整備は土地を整備しながら放置したままです。当時、本市は広域ごみ対策室まで設置している計画されましたが、現在稼動しているのは1軒の入浴施設だけでは遊休地です。

まず、開発整備は高野口が先ではないのですか。周辺整備の土地も地元同意もなしに勝手に企業誘致の土地に変えて、1カ所は売却済、あと1カ所は賃貸で大変安く貸し出す約束もできていたそう。一部地元役員には事後に了解をとっていると聞いています。他の住民の多くは怒っていると聞いています。住民運動も辞さないとも言っています。ごみ処理施設をつくるまではいいことばかり、実際計画して（例えば周辺整備として）宿泊施設、道の駅、カフェレストラン、体験工房、ガーデンニング見本園、多目的広場、ハウス農園などはどうなっているのですか。これを旧市・旧町の行政格差と言わざるをえません。

答弁 合併後における旧市旧町の行政

格差については、新市としての一体性を確保しつつ、著しくサービスを低下させないことを基本に様々な事業を調整してきました。広域ごみ処理場周辺整備についても、地元の皆様の意見と協力をいただき、橋本市の更なる発展を第一に考え、事業を進めてきました。今回、恋野地区の土地利用については「農業6次産業化に向けた取り組み」「観光・交流拠点としての活用」「里山と里山文化の保全・活用」をコンセプトに、新市全体の発展に向けた事業として、費用対効果も検討し、施策の選定を行っています。

市内の飲料水の状況については、市における適切な管理のもと、上水道、簡易水道、飲料水供給施設の三つの施設及び須河、北宿並びに南宿地区における住民共同設置の給水施設により給水されており、市内未給水地域は、ほぼ解消したとの考えから、当該地区への水道管の敷設については、水道使用量の見込みなど、今後は関係各課と調整を図りながら、具体的な計画策定を進めることとなります。

各施策に基づく事業実施については、行政格差の解消ではなく、橋本市全体の将来を見据えたまちづくりとして、事業調整を行い、今後も鋭意更なる発展に努めます。

他の質問 一連の不祥事の市として損害賠償と監査委員の対応と責任

コミュニティバス新ルートと時刻表の見直し及び空白地域への対策



辻本 勉 議員

質問 昨年12月からコミュニティバスの見直しがなされ、料金の一部無料化とバスを一台増車し、新3ルートにより運行が行われています。各ルートとも大幅に変更されましたが、市民から不満の声が挙がっているのも事実です。

当局はこの声をどのように受け止め、改善しようと考えていますか。また、以前から強い要望のある空白地域への対応についてもお尋ねします。

①市民からの不満の声（意見・要望）
②どのような見直しを、いつ行いますか。

③空白地域（特に北部住宅街）への対策

答弁 ①橋本市コミュニティバスは、昨年12月1日より32人乗りの新たな車両を導入し、3ルート3台運行で、各ルート1日4便から6便に増便するとともに、運行ダイヤも改正しました。市民から「便利になった」という声があった一方で、「以前と運行時間帯が変わり利用しにくくなった」との意見も寄せられています。また、ルート変更に伴い廃止となった停留所を利用



ノンステップコミュニティバス（中ルート）

③交通空白地帯への対策については、今後も引き続き調査検討を行いたいと考えています。

他の質問 小・中学校の二学期制▽ひきこもり検討委員会の設置とひきこもり支援

縮小社会と経済政策



中西峰雄 議員

質問 ①縮小社会、人口オーナスの時代と言われる中、長期総合計画

されていた方からは、「新たな停留所まで遠くなり不便になった」との意見も寄せられています。さらに光陽台や紀見ヶ丘など北部ニュータウンにお住まいの方からもコミュニティバスの運行を求められています。

②利用しにくいと言われる運行ダイヤや、廃止となった停留所の再設置については、平成25年1月の橋本市保健福祉センター開業に併せ、見直しを図る手続きを進めているところです。具体的な変更内容については、コミュニティバス検討委員会及び、生活交通ネットワーク協議会に諮って決定されることとなりますが、一部ルートの見直しや、ダイヤ改正等を含め検討を行いたいと考えています。

では本市の人口を平成29年に6万7,000人と予測していましたが、すでに6万7,500人を切っており、計画より相当早いペースで減少しています。来年度の計画の見直しも踏まえて、本市の状況をどうみていますか。

②そういう中、まちの衰退に直結する人口減少に歯止めをかける術は「所得と雇用をどう生み出すか」にかかっています。企業誘致もその一つですが、それ以外の積極的な経済政策が必要ではないでしょうか。

従来、民間が活力を発揮できるように基盤整備などの環境を整えることが行政の守備範囲と捉えるのが一般です。しかしながら、民間にその活力がない場合には行政も積極的にリスクをとることが必要ではないでしょうか。

夕張市の例を引くまでもなく、行政が商売して失敗した例は枚挙にいとまがありません。しかし、明治政府が民間に能力がなかったがゆえに官営八幡製鉄所や富岡製糸場を設立して殖産興業を図った歴史もあります。

市の経済政策に対する姿勢をお尋ねします。

答弁 ①本市のみならず日本社会で急激な人口減少社会が到来している中、長期総合計画での推計値を上回る人口減少が続いているのは事実で、特に人口フレームについては、厳しい推計値と施策を通じて、これだけ増やすというところが、わかりやすい形になるよう長期総合計画を見直したいと考えています。

②大量生産、大量消費、大量廃棄の拡大型社会から、縮小型社会への大転換が迫られる中、地方が生き残るためには、各地方自治体がリスク負担を恐れない積極的な経済政策も必要であると考えています。現在、製造業を中心に取り組んでいる企業誘致についても、農林業やサービス業などに特化した誘致活動を行ったり、市有地を利用した産業起こしを推進していきたいと考えています。また、観光行政の充実による観光客誘致を図るほか、本市の経済活性化のため、長期的な視野に立ち、起業への支援などに取り組むべきと思っています。

他の質問 庁内コミュニケーション

オリジナル・ナンバープレート の作成

上田 良治 議員



質問 市町村が無償で発行する125cc以下のバイクなどのナンバープレート

は、車両所有者に課税する軽自動車税の標識であり、50cc以下は白色、50ccを超え90cc以下は黄色、90ccを超え125cc以下は桃色のプレートとなっています。

これらのナンバープレートは、形状や図柄に明確な規定が設けられておらず、運転に危険が及ばない範囲であれば形状変更しても問題ないことから、各自治体がナンバープレートの形状を変更しています。雲型や米型、「こいのぼり」の形をしたプレート、また、歴史や特産品をモチーフにしたものなど、ユニークなデザインがたくさんあります。

本市のナンバープレートは、長方形で排気量に応じて色分けした標準的なものを使用していますが、自分たちのまちのイメージやアイデンティティへのこだわり、誇りをかきたてるツールにし、本市の特色を活かしたデザインを募集し、地域振興や観光名所などを目的としてイメージキャラクターをモチーフにご当地ナンバープレートを交付すれば、市内、府県間地域の特色も

活かした動く広告塔として幅広くPRすることができ、本市のイメージアップに繋がると考えます。

オリジナルによっては消費向上に直結する有効な政策であり、実現すれば和歌山県初の導入として報道機関に大々的に取り上げられることから、市を売り込むチャンスであると考えます。

①125cc以下のバイクの登録数はいかほどですか。

②年間の登録台数はいかほどですか。

③ナンバープレートの在庫枚数はいかほどですか。

④現在のナンバープレートを変更した場合の費用対効果

答弁 ①1万363台です。

②917台です。

③1,906枚です。

④効果については数字で表すことはできませんが、費用については、プレートの金型制作費は特別なデザインを施す場合は150万円程度必要となり、さらに、プレートの作成料は現行プレート作成料1枚当たり120円の約3倍の360円程度になります。オリジナル・ナンバープレートは、橋本市の地域振興や観光振興のPRの一つとして、有効になるかとは思いますが、全国1,750市町村のうちオリジナル・ナンバープレートを採用しているのは、わずか5.5%の96自治体であ

り、その効果はわからない状況です。で、先行して導入している自治体の状況や効果などを調査・研究しながら、検討したいと考えます。

他の質問 電気自動車の普及に向けた取り組み

橋本市の水道料金を問う

富岡 清彦 議員



質問 ①和歌山県下一高水道料金（基本料金を）、その要因を歴史的に見れば、15万人都市構想に沿った過大な水道計画と投資、そこから発生した大滝ダム負担金、国の補助金を得るための大幅な水道料金の値上げ、起伏が激しい橋本市の地形などが考えられますが、高い水道料金の原因について伺います。

また、県下一市民負担が大きい水道料金でよし（やむを得ない）と考えていますか。

②高野口町との合併後、高い橋本市の料金に統一したこと、水道会計は一気に大幅な黒字決算となりました。年度毎の黒字額を伺います。また、市民の生活実態を考慮するならば、黒字分は借金の返済を優先するのではなく、1円でも水道料金を引き下げるべきと考えます。



あやの台から眺める橋本市浄水場

③基本料金制度の問題点と改善策について伺います。橋本市の水道料金基本料金(10㎡)は1,780円と設定されています。問題は実質使用量に係らずに負担を求めていることです。基本料金のみ支払っている世帯で、実質使用量と、使用していないのに負担している額について伺います。かつらぎ町が実施している2段階基本料金制度の実施を提案します。

答弁 ①橋本市は起伏が多い地形であり、55カ所ある配水池やポンプ場の維持管理に平成22年度で約3億3,000万円の経費を要し、大滝ダム建設に係る減価償却費についても多大な経費を要しているため、料金が高いといわれる一因です。

②合併後の平成18年度から22年度までの5年間で約3億9,200万円の

黒字です。この黒字により17年度までに約9億2,086万円あった累積欠損金が22年度には約5億9,160万円まで減少させることができました。これらは起債の繰り上げ償還や支払い利息の軽減などによる黒字決算です。

③基本水量10㎡に対する水道料金をお支払いいただいておりますが、水道は水を売るだけでなく、水源から蛇口まで安全で安定的に水を届けるサービスも担っており、実質使用量を使用していない利用者についても、蛇口をひねるといつでも良質な水が供給できる負担となっています。

以上、3項目に係る水道料金並びに料金体系については、平成24年度で設置予定の水道懇話会で更新事業や修繕の見直しも含めて検討したいと考えています。

他の質問 介護保険制度

子ども子育て新システム

阪本久代 議員



質問 「子ども子育て新システム」を検討する政府の作業部会は、1月31日に

基本制度案をまとめました。政府は同案をもとに「子ども子育て支援法案」「総合子ども園法案(仮称)」を3月中旬に国会に提出する考えです。



橋本市の将来を担う子ども達 (市立三石保育園)

新制度案では、児童福祉法第24条の「市町村は、保護者から申し込みがあつたときは保育所において保育しなければならない」との文言を削除し、保護者が市町村と契約する現在の仕組みから、保護者が施設と直接契約する仕組みに変えます。市町村の役割は「長時間」「短時間」の2区分で、保育量の認定を行うことと利用料の一部補助だけになります。

そして、現在、認可保育所では徴収してはならない入園料や教材費、英会話や少人数保育などの上乗せ徴収が許され、保育の出身に格差が生じます。

①「子ども子育て新システム」が

実施されれば、本市の保育はどうなりますか。

②「子ども子育て新システム」は、国と自治体が責任を負う現行の保育制度を解体するものであり、実施させてはならないと考えます。

答弁 ①幼保一体化を柱とする「子ども子育て新システム」制度最終案が、3月の国会へ提案されようとしていますが、本市ではすでに子ども園計画に基づき、その実現に向け取り組んでいるところですが、全国的にはまだまだ普及されていないのが現状です。そのため、国では所管官庁の一本化や財源の一元化など仕組みを明確にし、子育て支援に対する抜本的な改革を行おうとしています。現在、大筋で新システムの要綱が取りまとめられていますが、まだ具体的な内容まで示されていません。今後、国や県から詳細な保育内容が示され明らかになると考えています。

②詳細不明なため現時点で制度の是非を論ずるには難しいと考えています。

他の質問 橋本市の保育



期日前投票の宣誓書と 期日前投票立会人の募集

楠本知子 議員



①平成15

年12月、期日前投票制度が創設され、投票手続きが簡素化され

投票しやすくなり、利用者も増えていきます。さらに投票率向上のための取り組みとして期日前投票に必要な宣誓書を入場券の裏面に印刷しています。

高齢者や障がいをお持ちの方が字を書くのに時間がかかるなどに配慮することで、投票しやすい環境をつくることを目的に実施されています。本市も改善してはどうですか。

②若い世代の方々に、選挙にさらに関心を持っていただくために、期日前投票立会人を新成人や20代の若者から募集し選任している自治体があります。本市でも新成人や20代の方を対象とした期日前投票立会人の募集、登録制度の導入について伺います。

答弁 ①先般、和歌山県選挙管理委員会大会が開催され、事務改善の一つとして「入場券の期日前投票宣誓書利用の検討を行っている」という事例発表もありました。

本市選挙管理委員会としても、県選挙管理委員会などの指導をいただきながら簡素化できるか検討し、実現に向け努力します。

②指摘のとおり、若い方に選挙の大切さや、社会参加の意欲を高め政治意識の高揚を図ることが重要と考えています。来年の成人式会場で選挙啓発と併せ、検討します。

また、選挙期日における立会人ですが、総務省からは県を通じて、女性や青年からも選出するようにとの通達があります。

こうしたことを考慮しながら、期日前投票及び、選挙期日の投票立会人については、選挙毎に募集するのかどうか、また応募があった者についてどのような審査をして投票立会人候補者の名簿に登録するのかなど検討を進めます。

他の質問 発達障がい児と家族への支援

若者が安心して 農業に取り組める施策を

森下伸吾 議員



質問 現在、わが国の農業は、農業就業者の平均年齢が66.1歳（平成22

年）、65歳以上の高齢者が6割を超えています。また、新規就農者数の減少から、平成22年における39歳以下の若い就農者数は1万3,000人にとどまり、そのうち定着するのは1万人程

度という現状です。

こうした状況を受け、農林水産省では、平成24年度から持続可能な力強い農業実現のため必要な毎年2万人の青年新規就農者の定着を目指し、新規就農総合支援事業を開始します。

その柱となるのが「青年就農給付金」です。この制度は、新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまで最長5年間、年間150万円給付されます。就農前後の経営の安定性を高めることで、若い世代の農業に対する意欲を高め、就農後の定着率を上げることが狙いとなっています。

本市でも同制度を活用し、青年新規就農者の増加、定着への取り組みができないかお尋ねします。

①本市で新規就農する人数は把握できていますか。

②「青年就農給付金制度」を広報する方法を検討されていますか。

③「青年就農給付金制度」の要件に合わなかった方へ、その他の支援策はありますか。

④高齢で農業ができなくなり支援を求めている方と、農業をやりたい方のマッチング策はありますか。

⑤市とJAで連携できる新規就農支援はありますか。

答弁 就農人口の減少は、わが国農業の最も大きな問題の一つであり、その解決策として国が考えたのが青年就農給付金です。

この給付金は2種類あり、準備型は、

45歳未満で就農する者に県農業大学校などでの研修期間に年間150万円を最長2年間給付します。経営開始型は、45歳未満の独立・自営就農者に年間150万円を最長5年間給付します。このような現金給付は今までなく、画期的な制度であると認識しています。

①平成23年度から就農計画認定申請書を提出していただき、県へ進達しています。2月現在、5件の申請です。

②ホームページや広報はしもとへの掲載を検討中です。その他、農業委員や市認定農業者協議会への説明も考えています。

③現在のところ、その他の支援策はありませんが、できるだけ要望に応えられるようにします。

④農業委員会には農地銀行があり、JAでは農地の貸し借りを担当する営農支援員を配置しています。

⑤給付金を受けるには、市は「人・農地プラン」を作成する必要があり、JAや県との連携が不可欠です。できる限り多くの方に就農していただき、青年就農給付金を給付できるように努めます。

他の質問 公共施設マネジメントの方向性





議会改革に取り組んでいます



橋本市議会では、現在、議会改革に取り組んでいます。

地方自治体を取り巻く環境の急激な変化や、地方自治法の改正による「地域主権」の推進により、地方議会の改革が必須な状況になっています。議会基本条例の制定や情報公開、市民参加など様々な取り組みが先進的な議会によって実施されています。

市民に開かれた 議会を目指して

橋本市議会では昨年5月、一般選挙を経て新しい議員構成になったことを受け、積極的に議会改革を進めていくことで全議員が合意しました。その基本目標は『市民に開かれた橋本市議会の構築』です。

昨年8月に議長、副議長を含め10人の議員で構成する議会改革検討会を設け、検討項目を抽出し、毎月一回のペースで議論を進めています。改革項目のうち、先行的に取り組むべき課題として

- ①インターネットによる議会本会議の中継
- ②「市議会だより」の編集方針の改革
- ③議会内容の市民への報告会の開催

の3項目を抽出し、他の議員も含め3つのワーキンググループに分かれて検討を進めています。

検討結果を受けて、全議員の合意を受けた内容から順次、実施していく予定です。実施項目については、この紙面やインターネットホームページでお知らせします。

このほかにも、

- ①議案に対する議員の賛否の状況の公開
- ②常任委員会などのインターネット中継
- ③議員定数の見直し
- ④議案のホームページでの公開
- ⑤一般質問の質問・答弁方式の改革

など、まだまだたくさんの改革項目があります。

みなさんの意見をお寄せください

議会事務局へ、お電話(33-6107)、メール(gikai@city.hashimoto.lg.jp)で意見をお寄せください。

議会改革に関する市民のみなさんの意見を参考にしながら、検討を進めていきたいと考えています。

議会改革検討会

議会改革検討会は次の議員で構成しています。

座長 中西峰雄
副座長 楠本知子
委員 阪本久代、辻本 勉、
土井裕美子、石橋英和、
松本健一、中本正人
井上勝彦 議長、山田哲弥 副議長

ワーキンググループ

また、検討会の下に3つのワーキンググループを立ち上げ、全議員が議会改革に取り組んでいます。

<インターネット動画配信>

土井裕美子 松本健一 森下伸吾
上田良治 堀内和久 岡 弘 悟

<市議会だより編集>

中本正人 石橋英和 富岡清彦
松浦健次 清水信弘 田中博晃

<住民報告会>

阪本久代 辻本 勉 妙中嘉三
中本浩精 小林 弘 樽井豪男

議会活動日誌

ぎかいかつどうにっし

(1月1日～3月31日)



☆本会議

- 2. 27 3月定例会 開会
- 3. 5 一般質問
- 6 一般質問
- 7 一般質問
- 8 議案審議
- 22 委員長報告 閉会

☆委員会等

- 1. 6 議会運営委員会
市議会だより編集委員会
議会改革検討会
- 11 新任議員研修会
- 18 経済建設委員会
- 23 文教厚生委員会視察研修
～24 (広島県呉市・広島県尾道市)
<写真下>



- 1. 25 新任議員研修会
- 30 議会改革検討会(市議会だより編集ワーキンググループ)

- 2. 7 議会改革検討会(住民報告会ワーキンググループ)視察研修(熊取町)
- 8 文教厚生委員会
- 9 議会改革検討会
- 20 議会運営委員会
- 27 全員協議会
- 3. 5 議会運営委員会
- 6 議会運営委員会
- 8 平成24年度予算審査特別委員会
- 9 平成24年度予算審査特別委員会
- 12 平成24年度予算審査特別委員会
- 13 総務委員会
- 14 経済建設委員会
- 15 文教厚生委員会
- 22 議会改革検討会
- 30 議会改革検討会(市議会だより編集ワーキンググループ)

☆議長会関係

- 2. 3 和歌山県市議会議長会総会(和歌山市)

☆来市

- 2. 9 東京都国立市議会議員行政視察(介護予防で街づくりの取り組みについて)

本会議の動画を配信

6月定例会より、本会議の様子(ライブ放送・録画中継)を議会インターネットHPで配信予定しています。

議員の議案への賛否を公開

6月定例会より、本市議会だよりにて、議案に対する賛否状況を公開します。

議案書のネット公開

6月定例会より、議案書を議会インターネットHPにて公開します。

☆6月定例会は、6月11日に開会(予定)します

- 6. 11 本会議(提案理由説明)
- 18 本会議(一般質問)
- 19 本会議(一般質問)
- 20 本会議(一般質問)
- 21 本会議(議案審議)
- 22 総務委員会
- 25 経済建設委員会
- 26 文教厚生委員会
- 29 本会議(委員長報告・閉会)

※本会議、委員会ともに、午前9時30分から始まります。但し、現地調査がある場合などは、開議時間が前後することがあります。

編集後記

この市議会だよりがみなさんのお手元に届くころには、美しい新緑の季節を迎えていることと存じます。日本の春は本当に美しいのですが、国政を思うと、暗澹とした気分になってしまいます。「政治が一番遅れている」と感じるのは私だけでしょうか。

それと同時に市議会にあって政治の難しさ、民主主義の難しさも痛感しております。価値観が多様化する中、何が幸せか、どうすればいいのかは、ある意味答えのない問いでもあります。また自分の思いが通らずに、悔しい思いをすることも少なくありません。

さて、国政だけでなく、地方政治にも「議会や議員が役に立っているのか」という厳しい視線が注がれています。そういう声にこたえるべく、昨年八月から議会改革検討会を立ち上げ、検討を重ねています。いくつかのことが決定していますが、四月からは「議員定数の適正化」の検討も予定しております。

議会改革も必要ですが、もっと大切なことは議員の資質、議会全体の質の向上です。私も議員が研鑽に努めるのは当然のこととして、みなさんの市政と議会と議員への関心が不可欠です。議員を選び、動かすのは市民の皆さんです。より一層の叱咤激励を賜りますようお願い申し上げます。編集後記とさせていただきます。

市議会だより編集委員会

委員 中西峰雄



この議会だよりは環境に優しい植物性インキ(VEGETABLE OIL INK)と再生紙を使用しています